

浪速区社会福祉協議会広報紙「わになろなにわ」作成及び配布業務 仕様書

1 業務内容

浪速区社会福祉協議会(以下、浪速区社協という。)広報紙「わになろなにわ」年2回発行(令和8年9月、令和9年2月、令和9年9月、令和10年2月予定)の作成及び配布(デザイン、校正、印刷、ポスティング)

- (1)原稿の印字、校正、指定によるデザイン・レイアウト
- (2)印刷
- (3)全戸配布(配布業者との交渉を含む)
- (4)区分け、梱包、納品

2 規格

名 称 浪速区社協広報紙「わになろなにわ」

部 数 1回あたり 48,500部(随時、変更あり)

〈内訳〉43,000部 浪速区内全戸配布(4つ折り)

5,500部 浪速区社協に一括納品(4つ折り5,350部、
DM折り150部)

※PDFデータも含む

発 行 年2回(令和8年9月、令和9年2月、令和9年9月、令和10年2月予定)

サイズ 縦406mm×横271mm

頁 数 4ページ

紙 質 マットコート(D巻 57)またはそれと同等の紙質

印 刷 表裏4色印刷

3 入札決定方法

- (1)価格および課題にかかるデザインの評価にて決定する。
- (2)入札の際のデザイン作成においては、本会よりデータを提供する。
- (3)デザインの提出は1社2点以内とする。

4 価格およびデザイン提出期日

- (1)令和8年6月18日(木)15時までに消費税込みの見積書及び課題デザインを提出してください。
- (2)1年ごとに作成部数、配布数に変更が見込まれることから、変更があった際には再度見積もりをおこなう

5 入札業者決定

令和8年6月22日(月)

6 配布について

(1) 配布期間

発行から約5日間とする。ただし、大雨、暴風、地震の天災等で、受託者の責めに帰すことができない事由が発生し配布できない場合は、本会の承認を得たうえで、配布期間の最終日の翌日まで配布することができる。

(2) 配布区域

- ・浪速区内における有人の世帯及び事業所。
- ・ドアポストまで配布する。ただし、集合住宅においては集合ポストへの配布を可とする。

(3) 配布作業

- ・配布員は、配布時には本業務に専念するとともに、身分証、名札等を着用すること。
- ・配布部数は、原則として1世帯または1事業所ごとに1部とする。ただし、表札またはポストが複数ある場合は、その数を配布すること。
- ・雨天時に配布する場合は、広報紙が雨に濡れないように細心の注意を払うこと。
- ・配布する広報紙が濡れた場合や破損・汚損した場合は、必ず新しい広報紙を配布すること。

(4) 注意事項

- ・集合住宅、寮などで管理人等がいる場合は、事前に配布の旨を伝えて了承を得ること。
- ・ポスト等に郵便物等郵便物がたまっていたり、前回の配布物等が残っていたりするなど、無人であることが明らかなきは、広報紙を配布しないこと。
- ・配布作業中は、住民に対して常に親切、丁寧な対応に努めること。
- ・受注者及び配布員は、配布の際に支障やトラブルなどが発生したときは、直ちに本会に連絡し、本会の指示に従い、誠意ある対応をおこなわなければならない。
- ・配布員は、本会が指定する期間より前に広報紙を絶対に配布してはならない。
- ・受注者及び配布員は、広報紙に本会が指定しない配布物を折り込んだり、同時に配布したりしてはならない。

(5) その他

- ・配布終了後の残余の広報紙は、配布月の月末以降に本会に残余部数を報告し浪速区社協へ郵送(受託者負担)すること。
- ・業務に関わっての事故など、一切の責任と損害賠償については受注者が負担すること。
- ・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・契約者や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- ・受注者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている物であってはならない。

7 委託期間

契約日～令和10年3月31日

8 その他の条件

(ア) 編集・校正にかかる体制整備について

- (1) 広報紙の編集に関する専門的なノウハウを持つスタッフが、随時、校正時浪速区社協担当職員にアドバイスをすること。
- (2) 過去に広報紙等の印刷実績があること。

(イ) 編集・校正について

- (1) 編集・校正をおこなう浪速区社協担当職員が変更を指示した場合、修正をおこなう。
- (2) 入稿後、校正回数は3～4回とする。ただし、それを超えることもある。
- (3) 原稿は本会よりワード、エクセルデータまたは紙媒体にて提供し、各ページレイアウトは、別途指示する。
- (4) 写真は、本会よりJPEGデータまたは紙媒体で提供する。
- (5) デザイナーを保有し、イラストは受託者が作成する。(別途請求なし)

(ウ) 校了後について

- (1) 浪速区社協納品分は、全戸配布の前日までに納品すること。
- (2) 浪速区社協ホームページに掲載するデータ用として、広報紙の内容を広報紙納品日までに、PDFファイルでメール送信すること。
- (3) 浪速区社協が指定した、広報紙「わになるなにわ」に掲載する2記事を、チラシ加工し、データ提供すること。

(エ) 作成スケジュール

各広報紙発行日から1か月半遡って本会から記事を入稿する。